

宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題 (下)

佐 竹 靖 彦

二、四川南部少数民族の「漢化」過程

本章では、夔州路南部、施・黔・渝三州及びこれに近接する梓州路瀘州の少数民族のいわゆる「漢化」の過程をたどって、その意味を明らかにしたい。しかし、これらの少数民族が「漢化」の過程に入る以前の社会状況とその内部矛盾の性格を把握することが、それに先立って必要であると思われるので、まず中国西南部の少数民族社会の社会状況について一般的に考察することしよう。なおこの問題の究明に対しては、南詔の社会状況の分析が重要な解明のカギとなるであろうし、国内では牧野巽・白鳥芳郎・藤沢義美・牧野修二等の諸氏により^②、中国では向達・馬長寿・王忠等の諸氏によって、南詔史の研究は高度の段階にまでおしすすめられているが、現在の筆者にはこれらの諸研究を

十分に摂取する力がないので、この地域の状況にふれる際にも、より一般的な次元からの発言に止めたいと思う。

(1) 中国西南少数民族の社会構造についての一般的考察

多くの史料の示すところによれば宋代の四川省南部の少数民族の社会は焼畑耕作、或は焼畑から定畑・水田耕作への過渡期にあったと思われる。この事情は一般的に云って同時期の中国西南部の諸少数民族にも共通していたと推測されるので、ここではいわゆる「漢化」と多くの場合密接に結合していた定畑化・水田耕作の導入の前段階をなす焼畑耕作社会の特質について、時間的にも地域的にも相当広範囲に亘って材料を集めて分析を行い、次節の考察への手がかりを求めたい。

実証的にはこのような方法をとることは甚だ危険であるが、焼畑耕作社会及びその定畑水田化の過程には自ら一定

の運動法則があるはずである。従って単に史料を地域的・年代的に整理するのではなく、主として人文地理学の成果を吸収しながら問題を論理的に整理することによってこの危険をいくらかさけることができるであろう。勿論歴史学の立場からはここにでてきた論理的パターンをもととして問題を再整理しなければならぬ。本稿はその点で幾分欠けるところがあるであろうが、この点は改めて考えることにしたい。従ってここで問題とするのは焼畑耕作にみられる作物体系・集落形態、及び定畑水田化ともなう諸矛盾の性格に対する論理的整理である。

まず少数民族の焼畑耕作の作物体系についてみると、前章にもみた如く南宋の人范成大の『范石湖集』卷一六、労働耕の序に^②

畚田、峽中刀耕火種之地也。春初斫山、衆木尽蹶、至当種時、伺有雨候、則前一夕火之、藉其灰以糞。明日雨作、乘熱土下種、即亩盛倍収、無雨反是。山多礮确、地力薄、則一再斫燒、始可熟。春種麥豆、作餅以度夏、秋則粟熟矣。官輸甚微、巫山民、以收粟三百斛為率、則財用三四斛了二稅。食三物以終年、雖平生不識秬稻、而未嘗苦飢。

とある。これは夔州巫山県の焼畑について説明したものであるが、ここでは粟・麦・豆の体系がみられる。^③ 豆のあと休閑したか或はもう一度粟をうえたかは明らかでない。

次に蕎麦を中心とするものに、清代の『同治增修施南府志』卷一〇風俗の項の記事がある。地域としてはこれは宋代の施州にあたるが、ここでは

郡在万山中、高低田地、皆用牛犁。近城膏腴沃野、多水宜稻、早則宜薯且宜蕎麥・碗豆・諸春糧。至遠郷之絕壑危坳、耕以人力。方春視山下墾処、伐木燒畚、種植雜糧包穀為多。郷民居高者、恃包穀為正糧、居下者恃甘薯為接濟。

とある。諸春糧とは恐らく麦類を主としてさすものである。すでに南宋の人汪應辰の『文定集』卷四奏議・御筭再問蜀中早歉には「四川田土無不種麥。今歲氣候頗早、大麥約三月半收獲、小麥須至四月初間方熟」とある。さて春糧を主として麦と考えると、この畑地では芋類をまじえながら、蕎麦・麦・豆と云った作物の組合わせが行なわれている。但しこれは牛耕の導入によって焼畑が定畑化されながらもとの作物体系が残っているものと解釈することができるし、こうした体系が焼畑に適していたと推測できるから、

ここでは焼畑の体系の一つとして考えておきたい。今一つの作物体系の例は明代の『徐霞客遊記』の「滇游日記」巻七に

其地田畝、三年種禾一番、次年即種豆菜之類、第三年則停而不種、又次年乃復種禾。其地土人、皆為麼賤、國初漢人戍此者、今皆從其俗矣。

とあるものである。^②時に崇禎十二年二月初八日、雲南の麗江での記事である。この場合には、陸稻・豆のち一年の休閑をおき再びこれをくりかえすことになり、完全に定畑化している。以上の三例は定畑化或は定畑化の直前にある。

これに対して、ここで引いた第二例には、最も粗放な焼畑の例として苞(包)穀に附带的に甘薯等を栽培している例がみられる。同項ではまた「凡民食雜糧十之七、山糧最忌七八月風、謂之秋風」とあって、秋の台風が山地斜面の土砂くずれ、表土流出をもたらしことをのべている。この苞穀については清代咸豐年間になった『黔語』の巻下には「至若窄鄉窮壤、十九以苞穀為糧、銅戸山民則所食惟菽与稗耳」とあり、この注に

苞穀、黔蜀諸処俗稱、以其莖幹花実形色言之、則李時珍本草所

載蜀玉黍也。亦曰玉高粱。

とある。又『光緒叙州府志』巻二二夷俗にも涼山地域のロロ族の焼畑を説明して

其種類、錯落雜居。多傍山誅茅為屋、隨地開墾。種雜糧苦菽苞穀燕麥、無稻田。

とあって、この場合の焼畑耕作では、蜀玉黍(十薯類)か、稗・蕎麥・燕麥等が栽培されていたことがわかる。このうち、ロロ族の焼畑については『徐霞客遊記』の「滇游日記」巻一一(崇禎二年七月初四日)に雲南の怒江上流枯柯・保山附近のロロ族について

遙望數十家、倚西亘橫峯而居、即大寨也。……所居皆茅、但不架欄、亦羅々之種。俗皆勤苦墾山、五鼓輒起、昏黑乃歸。所墾皆曠瘠之地、僅種燕麥蕎麥而已。

とあって、ここでは蜀玉黍はなくかわりに燕麥が入っている。この燕麥は恐らく菽麥であろうが、^③本来のロロの焼畑では蜀玉黍はなく、この栽培は漢族から伝えられたものであろう。

焼畑から定畑への変化に際して、主要な要因となったのは『施南府志』にもみるように牛犁耕の採用と梯田化の技術

の導入であろう。「黔游日記」巻二（崇禎二年四月二十七日条）には貴陽西方の安順の状況について「坵垤縱横、皆犁為田。雖升降已多、猶平行山半也。」と梯田化の状況を伝えている。安順方面での牛犁耕による梯田化はむしろ南詔・大理からの影響であろうが、施州等の漢人社会の影響下に定畑耕作へすすんだ少数民族の場合でも事情は同様であったと推測される。少数民族の社会に更に大きな影響を与えたのは谷間の盆地の開墾に始る水田耕作の開始である。こうした農耕形態の変化が少数民族社会の変貌の基礎をなすのであるが、この変化の意義についてはのちにふれることとして、ここではこの変化と結びついた村落形態の様相について考えたい。

まず『徐霞客游記』中の「黔游日記」と「滇游日記」にてでくる村落についてみると、戸数の判明するものが一五六例あるが、これらの村落は数家のもと十数家及び数十家のものに分けて考えることができる。このうち数家の村落についてみると、「滇游日記」巻三（崇禎二年九月初七日条）（曲靖附近）に「適得平場堡、四・五家当嶺頭」とある如く、山嶺に位置するもの(①a)と、同月初七日条に「望西南塢中、

有数家之聚、田禾四遠」とあるように谷間の盆地に位し、完全に水田耕作に入ったと思われるもの(①b)の二類型に分けて考えることができる。十数家乃至数十家の村落については、同月二日の記事に「南上坡一里、是為堰口、聚落数十家、在溪北岡上。」というように下に谷間をひかえながら山の中腹或は麓の斜面や小高い岡に位置するもの(②)が多い。これについては同記巻一二（崇禎二年八月初一日条「枯柯附近」）に「有岐、一南下塢中、為墾壑之道、一北上叢嶺、為廬坡之居」とあるように、焼畑と水田耕作の両方を行っていたものである。清代湖南の『保靖県志』巻一二には「峯尖嶺畔、准其墾種、平原処荆棘蔓塞、不許開墾。土司之法、所以守險而戒敵也。」とあり、①aが本来の焼畑村落であったと思われる。

以上の状況を更にくわしく追求するために彼の游記中「黔游日記」と「滇游日記」に記される村落の規模と立地について統計をとると次のようになる(表15)③。この表から第一にこの地方の村落の規模は十家以下の場合が圧倒的に多いことがわかる。又先にみた①a・b、②の分類についてみれば、数家の場合は三者ともほぼ同様に分布している

表15 「騎游日記」「騎游日記」にみえる村落の規模と立地

規模	位置					
	山	嶺	盆地	山坡	不明	計
家	24		34	34	24	116
十家	0		2	2	0	4
数十家	2		4	22	8	36
計	26		40	58	32	156

のに対して、数十家の場合にはほとんどどの村落が②のタイプである。この事実もまた先にみた生業形態の差と関連しているものと考えられる。

その他の例としては、瀘州地方の少数民族の村落の規模に関して、『太平寰宇記』卷八八の同州管下の驪驤州の戸口をみると、県あたりの戸口が計算できるもの計四八県中、県あたり二〇戸をこえるものは八例、一〇戸～二〇戸のもの三一例、残りの九例が一〇戸以下である。ここでは

漢人社会に接しているためもあって集落平均戸口がやや大きくなっているが、平均二〇戸をこえるものが少ないことが焼畑社会の特徴をあらわしている。^③ここでこれらの「県」がそのまま集落をあらわしていると考えることについては、『文献通考』卷三三〇・四裔考七所引の范成大の「桂海虞衡志」佚文に

〈儂智高反、朝廷討平之。因其疆域、參唐制、分析其種落、

大者為州、小者為県、又小者為洞、凡五十余所。推其酋長者為首領、籍其民為壯丁。〈以藩籬内郡、障防外蛮……制如官軍。其酋皆世襲、分隸諸寨〉。()内が現行本にないもの、以下同じ

とあるのが参考になる。又『永樂大典』卷一九〇七所引の広州府志卷三・戸口の項にひく猪峒の戸口数についても同様の状況がより鮮明にうかがわれるし、彼らが焼畑耕作に従事していたことも史料的に確定^④である。

以上のようにみると、これらの焼畑耕作を行っている少数民族ではおおむね一集落平均一〇戸以下であって、大小集落の分化はほとんどなく、水田耕作の導入と定畑化、及びのちにみるような政治的理由によって幾分大型の集落が出現しつづつあったと思われる。

このような焼畑段階にある少数民族の社会はどのような構造をもっていたであろうか。『文献通考』卷三二八・四裔考にひく「桂海虞衡志」には、

猿依山林而居、無酋長版籍、率之荒忽無常者也。以射生食動而活……無年甲姓名、一村中、推有事力者、曰郎火、余但称火。

とある。この記事によれば、この猿族は焼畑耕作の段階に

も達していなかったが、郎火と火という二階層に分化していた。又『徐霞客游記』の「滇游日記」巻一（崇禎二年七月二日、枯柯・保山附近）に「火頭者、一喧之主也。即中土保長里長之類。」とあり、喧については同月一〇日条に

上江之東、尚稱為寨（注曰、二八寨、皆土酋官舎）。江以西、是為十五喧（注曰、喧者、取喧聚之義、謂衆之所集也。惟此地有此称、其人皆彝、欄居窟處、与粵西彝地相似）。

とある。喧についての徐氏の解釈には必らずしも従いえないが、喧が集落をさし、その長を火頭と云ったことは確かであろう。恐らくこの火頭は郎火と同性格のものであろう。更に『文献通考』巻三三〇・四裔考七にひく「桂海虞衡志」には

有知州權州監州、知鼎知洞。其次有發遣權發遣之屬、（謂之官典、各命於其州、每村固、又推一人為長）謂之主戸、余民皆稱提陀、猶言百姓也。

とあり、現行本と異っているが、各村の長を主戸というとする『文献通考』所引の佚文が正しいであろう。そうするとここでは先の郎火・火頭にあたるものが主戸とよればれていることになる。これは恐らく中国側からの呼び名か、

或は中国語をとり入れた結果であろう。しかし現存の文献による限り、この二階層の間には明確な搾取・被搾取の關係はみられないし、又焼畑耕作の段階ではこうした形で階級關係が成長することは困難であったと思われる。

かれらの社会の中で階級關係の發生するもう一つの契機は部族間の対立と征服戦による奴隸獲得と貢納關係の成立にみられる。現在の人文地理学での焼畑社会に関する研究の成果による限り、焼畑耕作民の土地占有の主体は氏族であったり、個別の村落であったりして一定していない。しかしこうした状況は単なる村落が土地占有の主体となりうるような一定の社会的關係が形成されてのちに可能なことではないだろうか。例えば先にもみた獠族の場合、郎火と火と呼ばれる階層分化があり、『通典』巻一八七・辺防典三に

往々推一酋帥為主、亦不能遠相統攝。父死則子繼、若中国之貴族也。獠主各有鼓角一双、使其子弟自吹之。

とあって世襲の部族長制の萌芽がみられたが、一方獠族内部の婚姻關係についてみると、同部分に

俗不异姓氏、又無名字。所生男女、長幼次第呼之。其丈夫称阿

暮、阿改、婦人阿夷。皆其語之次第稱謂也。

とあって親類呼称に関する限り、いわゆる交差イトコ婚以前の段階を示している。実際の婚姻関係においては恐らく交差イトコ婚の段階によりやく入ったばかりであろうこの獠族の社会では血縁の紐帯が強く働いている。このような血縁関係の強さは逆に血縁を紐帯とする社会結合のせまさを生み、このことが「亦不能遠相統撰」という状態をもたらすと思われる。同書にはまた

每歲命隨近州鎮出兵討之。獲其生口、以充賤隸、謂之庄獠焉。

復有商旅往來者、亦資以為貨。公卿達於庶人之家、有獠口者多矣。

とある。これはここでみたような獠族社会の結合のせまさが、戦争で獲得した奴隸を漢人社会に売却できるような環境の下では、征服戦の恰好の対象となったことを示している。のちにもみるように焼畑段階の少数民族社会では例えば瀘州江安県のロロ族が八母姓五六村というような部族体制を形成しており、占有地の防衛のため或は饑饉の際の掠奪のための戦争の主体となっている。又『宋会要』兵・二九の四一淳熙七年二月七日条に

知成都府胡元質言、蜀之辺郡文龍威茂嘉叙涪施黔、連接蕃夷、各於其界、建立封堠、謂之禁山。比年居民墾闢採伐、耗盡無已……以茂州永康軍稅地、更展三里、別立新堠。

とある。これは宋朝側の史料であるから、いわゆる「蕃族」の進攻をふせぐ「边防」の問題として禁山封堠が扱われているが、これはヨーロッパ中世史という境界林にあたるものであろう。更に焼畑農業生産力の低さ等の原因によってその社会の生産と再生産は極めて不安定であり、氏族・部族間の征服戦がしばしば行なわれる理由の一つがここにもみられる。こうした点からいえば初期の焼畑段階では土地占有の主体は氏族に代表される血縁集団であったと思われる。

この征服戦は本来単純な掠奪、漢人社会への奴隸供給のための生口の獲得を目的としていたが、更に少数民族社会自体が発展するに依じて、貢納関係の樹立、更には少数民族社会自体への農耕奴隸の供給を目的とするようになる。ここに少数民族社会内部での階級分化の第二の契機を求めることができるであろう。こうした少数民族の共同体の代表者としての氏族長層が私的な所有にもとづく搾取者層に

転化する条件が与えられるが、これはあくまで一つの契機にすぎない。何故ならこれらの戦争は共同体の公共的機能として行なわれるのであって、その任務は戦士としての共同体の男子成員全体の肩にかかっており、その獲得物は祭祀等の公共的消費にむけられる傾向がある。こうした共同体的結束は極めて強く、例えば『長編』卷二九〇・元豊元年六月庚戌条に、江安県のロロ族の討伐に際して

如有軍馬未至以前請降村圍、即令点兵集強壯、自備器仗隨大軍討賊、或勾集不從、即除老小婦女以外尺殺之。

という程その討伐にあたって共同体内の矛盾を利用することが困難であった。又彼らが他の集団との関係を決定する際には、いわゆる「打誓」が行なわれた。この「打誓」の形式については『長編』卷八一、大中祥符元年秋七月乙未条に最もくわしいが、その内容については同書卷三〇三元豊三年三月戊申条に、宋朝がロロ族の首長乞弟を江安県によびよせて行った「打誓」について「乞弟率衆坐大嶺上、遣兄阿字及蛮奴沙自・阿義、与叙打誓。」とあって、儀式は共同体員の立会いの下で行なわれる。清代に至っても『光緒叙州府志』卷二二風俗に涼山のロロについて「遇大事、或

要約盟誓、則必關牛皮喫血酒、断鶏頭獻路、即始終不渝。」とあって、ここでは新しく牛を加えているだけでその盟約に対する忠実さも宋代とかわっていない。

以上のような少数民族の社会を内部から規制するのがいわゆるフラトリイの制度である。宋代ではこうした史料は前記獠族の場合を除いて殆んど発見できないが、清代の呉振棫の『黔語』下卷には「黒苗、必以姑之女為舅婦、若舅無子、必重獻於舅、謂之外甥錢。否則終身不能嫁。」とあり、同じく清代の『永順府志』卷一一にも

土司旧例、凡姑氏之女、必嫁舅氏之子、名曰骨種。無論年之大小。竟有姑家之女、年長十余歳、必待舅氏之子、成立婚配。

とあって明らかな交差イトコ婚を行っている。先の江安県のロロ族についても、八母姓五六村というように氏族の連合が一つの政治的主体となっており、これらの氏族は互に婚姻の紐帯によって結びついていたのであろう。定畑・水田耕作の発展とともにこうした血縁関係や共同体のもつ意味にも変化があらわれ、この矛盾が宋朝の植民地的支配の拡張の基礎的条件となるが、これについては次節で考察したい。

(2) 梓州路瀘州の場合

瀘州の少数民族の問題をとりあつかうためには、『永樂大典』卷二二一七の「瀘州府志」郷都の項にひく南宋中期の人、曹叔遠の手になる「江陽譜」にみえる地名の比定がまず必要となる。この瀘州管下には、瀘川・江安・合江の三県が所屬しているが、このうち江安県下の集落名に「羅」「落」「浪」「斛」「梅」等ではじまる恐らく少数民族の集落名であろうと推定されるものが極めて多いから、この点について江安県の場合に問題をしばって考察したい。

同志には巻首に州全体、及び三県の地図がついているが、これを雍正・嘉慶両『四川通志』の巻首図、及び現代地図と対照すると、河川の枝分かれと県治の關係からして県治の大規模な移動はなく、ほぼ正確なものであらうと思われるので次に掲げておく(図1)。但し、この図では上方が南と記されているがこれは北のあやまりである。

「江陽譜」によると江安県では「今惟士人庇拳、巻首書郷里名、至於官府稅籍、則各分隸者下。故結甲日、以耆冠都。今仍以耆書。」とあり、つづいて、羅刀・南井・江北(大响)・羅隆・城外・旧江安・羅東(即羅融?)・山南(生南)の八耆名があげられている。少数民族との關係からい

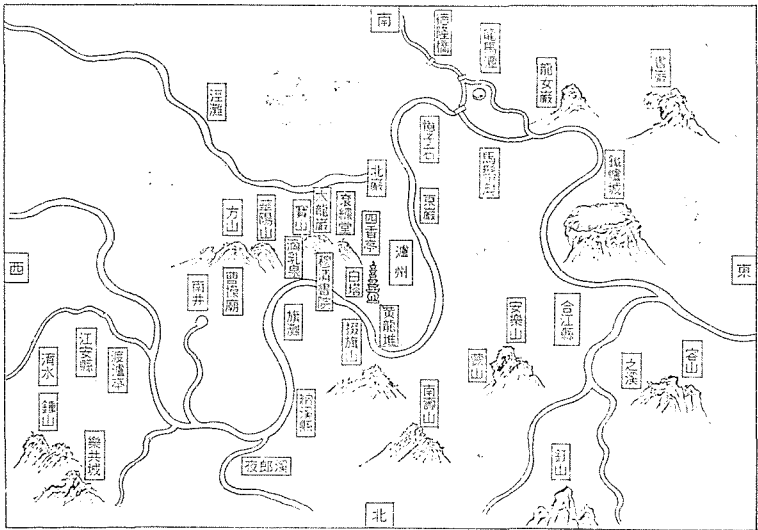


図1 瀘州之圖

えば、南井は図の如く長江北方の塩井南井監の名をとったものであり、江北も恐らく長江以北であらうし、城外・旧江

安でも名称からしてすでに漢化した地域であろうと思われる、羅隆・羅東・羅刀の羅で始る三者、及び生南耆が当面の考察の対象となる。このうち生南耆の平均戸口数をだすと平均一七戸で最も低度の発展段階にあったと思われるし、のちにみるようにその主要な居住民は烏蛮（通説でロロ族）であったと考えられるので、ここでは生南耆にしばって考えたい。

生南耆ではその第三〇都に樂共城の名があり、これが巻首図でも江安橋の南方にみえているのが手がかりとなる。

『元豊九域志』の瀘州の項では、恐らく巻首図の清水の上流にあると思われる清井監と樂共城の名があり、清井監については「熙寧八年、夷人獻納長寧等十州土地、隸清井」
「州西南二百六十三里」とあり、樂共城については「州西南二百六十里、領江門一寨、鎮溪・梅嶺二堡」と記されている。この里程にふさわしい地域をさがすと現在の長寧永寧両河の上流にあたる。『長編』三二三・元豊五年五月二日丙辰条に烏蛮乞弟の討伐を記した部分には

是月癸丑朔、次江門、……乃以樂共為城、江門為寨、梅令山・席帽溪、皆為堡、西通清・共・寧遠・安溪、以進江門。東於大

州壩置堡、以通納溪。包括上下底蓬褒等村、悉居腹内。

とある。これらの地名に対応するものとしては「江陽譜」の生南耆の第二九都に「大州堡」「江門寨」が、第三〇都に「樂共城」「梅嶺堡」「鎮溪堡」、第三二都に「低蓬」の名を見出すことができる。このうち「大州堡」は『雍正四川通志』の巻首図及び現代地図に納溪附近で長江に合流する永寧河の中流に大州（駅）の名があり、現代地図ではその上流に江門鎮の名があるので、生南耆第二九都はほぼこの位置にあったと思われる。次に清水監は現在の長寧県にあると一般に考えられており恐らく正しいであろう。とすると樂共城はその附近の東北に当るであろう。又『元豊九域志』でその下に属していたとされる梅嶺（梅令）堡については、『雍正四川通志』の叙州府属図に江安県の上流で長江に合流する安寧河（現在の長寧河）の上流、興文・長寧・洪県の三県に発する支流の合流点に梅嶺の名があり、「瀘州府志」でも清水の東に樂共城の名があることからすると、当時の樂共城は現在の興文県と長寧県の間、梅嶺からの支流の上流附近の山地にあったと推定できる。こうして生南耆第三〇都は現在の長寧河の上流にあったと考えられる。

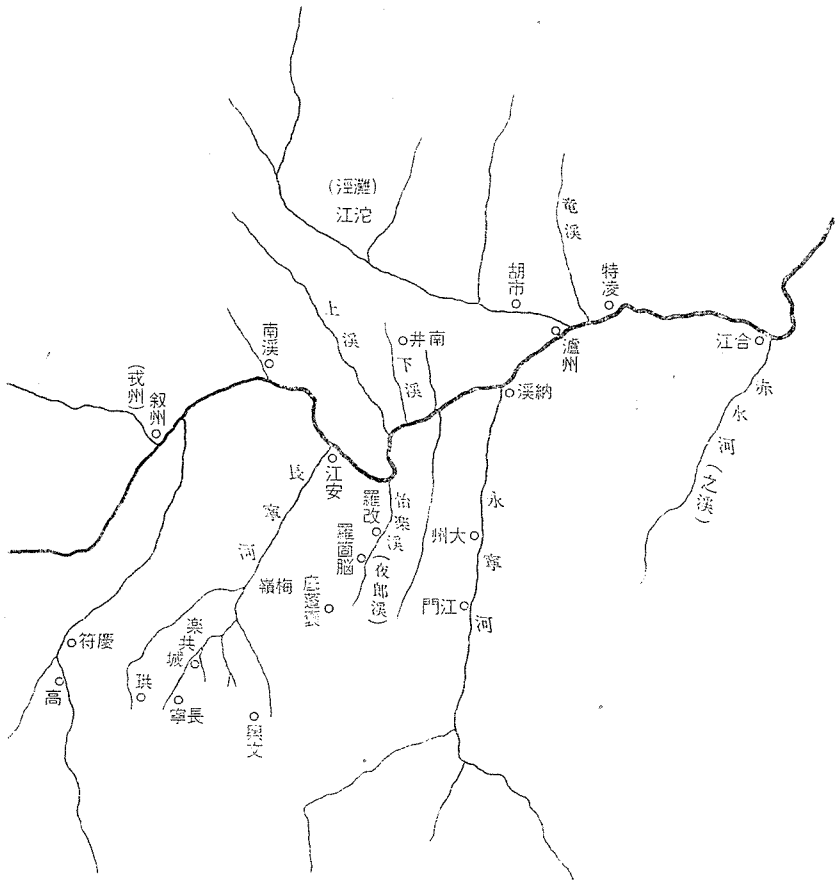


図 2

又前引『長編』卷三一・元豊四年春正月条の前の部分には「発江安、取夷牢路入界……是日(五日)次羅改池。丙寅(八日)次羅箇腦村……(一〇日)次底蓬褒。」とあるが、もしこの夷牢路を『嘉慶四川通志』の瀘州府属図の怡楽溪にそつた道と考えることが許されるなら生南耆第三一都の羅改(池)はその中流に、三二都の羅箇那(腦)・低蓬(底蓬褒(強))はその上流に比定される。以上の結果によって現代地図上に宋代の地名を再現させれば次の如くである(図2)。こうして生南耆の領域は現在の永寧河・長寧河の両河にはさまれた標高一〇〇〇m以下の地帯であったことを知りうる。実際は瀘州州治の所在地すでに標高三〇〇〇mで

あるから全くの低山地帯であったがその南部には標高二〇〇mをこえる雲貴高原をひかえている。

さて先にもみた如く「江陽譜」では生南耆は計四八集落、八二戸で平均戸口は一集落あたり一七戸である。この数字は前節でみた『太平寰宇記』でのこの地域の一集落あたり平均戸口とほぼ一致している。又『長編』巻八一・大中祥符六年秋七月乙未条には「生南八姓諸団烏蛮」の語があり、同書巻二九〇・元豊元年六月甲戌条には「納溪寨」去瀘州才三十里、而羅苟村夷賊、在寨之西不及五里、八姓五十余村、夷賊千戸。」とある。共に八姓とあるこの両者が同一実体をさすことは確実であるが、更に後者の場合の一集落当りの平均戸口をとると二〇戸弱となつて生南耆の場合と一致するからこの生南耆とは「熟夷化」した烏蛮^①人口族の居住地に対して与えられた名前であろう。先にもふれたように同書巻二九四・元豊元年一月丁亥条には「韓存宝言、羅胡苟姓作過夷賊、系八母姓、共五六村」とあつてこれらの部落がフラトリーを紐帯とした氏族連合を結んでいたことを推測させる。

さて生南耆の集落名についてみると、計四八の集落中一

七の集落が「羅」又はその異訳と思われる「落」で始つて^②いる。又ここで問題とした四耆でも生南耆以外は皆「羅」で始つている。もしこの地方の住民が主としてチベット・ビルマ系言語に属する人口族であるなら、「羅」あるいは「落」はその下にくる語の被修飾語となるはずである。これについては『徐霞客游記』の「滇游日記」巻一一（崇禎二年七月一日、雲南枯柯・保山附近）に「今東岸之羅明、乃其縛松明寨。羅鼓、乃其造鼓寨也。」とあるのが想起される。ここでは「羅」は明らかに寨の意である。因みに牧野修二「大理国の城についての一考察」（『重松先生貞稀記念九州大学東洋史論叢』）では、大理では龍或は籠が城の意であるとかれており、西田龍雄氏の御教示によれば、雲貴の苗族の間では龍がムラの意になっているということである。又「江陽譜」瀘川県衣錦鄉白芳里第一一都に龍摩角の地名があり、その注に「宣和三年、改為摩角村」とあつて、ここでも龍は村の意になっている。三者の間の言語系統も、龍と羅の間の関係も現在の筆者には理解できないがとりあえず附記しておきたい。

さてこの地域の漢人・人口人以外の住民としては、『長

編』卷二四七・熙寧六年九月癸亥条に

詔、故長寧州土刺史斗蓋子斗辣為長寧州土刺史。隴厲村首領斗始該為巡邊使。以措置蕃事熊本言、斗辣族距清井監十里、領山前十二村、蕃衆嘗為寇。昨以一馬七牛吉刀等、結斗始該、攻討三里蕃。

とあって首長の名が斗で始る部族がいる。まず十二村についてみると、『統資治通鑑長編拾補』卷三四、政和五年正月丙戌条にひく趙遙の行状に「瀘之熟夷晏州六県水路十二村」の名があり、「未嘗為寇」と「熟夷」とが対応している同一のものかと考えられる。斗で始る首長名は他にもいくつかあげることができるが、最も注目に値するのは『長編』卷三一・元豊四年春正月辛卯条に宋朝のこの地域への進攻を記している中で「焚其村圍。先降附者三十余人、亦斬之。独斗箇孀得脱……是日次梅嶺山。晏州夷及斗箇孀村夷、復群聚謀抄略。」とあって、斗(斗)で始る首長名がそのまま村落名になっていることである。この斗(斗)という首長名(時にそのまま集落名)で始るものが一つの部族をなしていたと考えることはできないであろうか。これらの部族は清井監から十里の地点におり、山前十二村・水路十

二村とよばれていることからすると、かれらは恐らく現在の長寧河の上流の河岸或は盆地に居住していたと思われる。かれらは「熟夷」であると記されているが、同じ晏州夷の名でよばれる少数民族でも『長編』卷八一・大中祥符六年秋七月乙未条に「先是晏州多剛峴夷人斗望、行牌率衆入奪塩井殺駐泊借職平言、大掠孳畜」とある斗望は「生夷」であつた。先の十二村はこの首長名が斗(斗)で始る部族の中で最も漢化したものであつて、その背後にはこの種族の居住地域が広がっていたと思われる。『長編』卷三五〇・元豊八年二月乙丑条の注に

元豊七年十二月二十四日勅、安撫司奏、勾到羅始党生界八姓等、各願固結編排、都共一千六百六十人。並隨夷情、固結為八指揮、乞以婦化軍為名。都党十九族、固為八指揮、乞以順化軍為名。

長寧州管下山前後九州等、固為十五指揮、乞以懷化軍為名。

とある。この羅始党生界八姓とは先にみた生南八姓烏蛮にあたるロロ族であろう。又「長寧管下山前後九州」とあるが、先にひいた『元豊九域志』では「熙寧八年、夷人獻納長寧等十州地」とあり、その他の史料にも常に十州或は十州五圍の名がでてくる。この十州は恐らく、『宋会要』蛮

夷五の二一・慶曆二年一月条に

初本州（瀘州）言、管下溪峒鞏州・定州・高州・奉州・涪州・
 宋州・納州・晏州・投附州・長寧州十州、皆自唐以来及本朝所
 賜州額。

とある十州であろう。もしこの晏州がぬけて九州となった
 と考えると、都党≡𪗇党≡晏州夷という比定を考えること
 ができる。『通典』卷一八四には広州の少数民族について

五嶺之南、人雜夷獠、不知教義、以富為雄。鑄銅為大鼓。初成、
 懸於庭中、置酒以招同類。又多構讐怨、欲相攻擊、則鳴此鼓、
 到者如雲。有鼓者号為都老、群情推服。

とあってこのあとひきつづいて、これは漢代に尉佗が蛮夷
 大長老と自称したので、彼らの間で尊称として「倒老」と
 いうコトバができ、これが「都老」にかわったのだと説明
 している。④一方これまた西田龍雄氏の御教示によれば、タ
 イ系の言語では部落長の敬称として「pəw」の首がその名
 前にかぶせられ、又これらの長の名がそのまま村落名とな
 るものがあるということである。先の『通典』の場合、
 「倒」あるいは「都」が一字で敬称としての働きをもつか
 どうかは明らかではないが、少くともこの『通典』の場合

に「倒」(dau・トウ)↓「都」(dau・ト)という音韻の転
 化の可能性はあることになる。「都」(dau・ト)と「𪗇」
 (dau・ト)とは完全な音通であるから、晏州夷がタイ系の
 言語、あるいはタイ系の語彙をとり入れた言語をもつ種族
 であるとすれば先の比定は十分に成立する可能性がある。

この種族をかりに「𪗇」族と呼べば、生南耆及びその附近
 には北宋中期までに「熟夷」化したロロ族と「𪗇」族がお
 り、それぞれの背後にはまだ漢化されなかった「𪗇」族が
 いたことがわかる。

勿論ロロ族の背後にも『長編』卷二四四・熙寧六年夏四
 月乙未条、及び同書卷二五三・熙寧七年五月乙亥条にみる
 如く、西南蕃羅氏鬼主の名をもち、知姚州として金沙江上
 流に居住し、得蓋↓?↓僕夜の系譜をもつロロ種族の長が
 あり、その下に形式上清井監に属し、晏子↓沙取・禄路を
 首長とするすロロ族と、形式上納溪寨に属し、怨望箇恩↓
 乞弟を首長とするロロ族がいた。彼らは常に、生南耆のロ
 ロ族・𪗇族に圧力を加え、貢納を要求していた。この地方
 の少数民族の「熟夷」化は、この民族的矛盾と、漢人の社
 会の影響をうけた農業生産の変化によって部族・村落内に

新しい矛盾が生じたことに対して、これらの部族が独自の権力機構をつくりあげることができず、宋朝がその内部矛盾を利用して分断・懐柔及び強圧策をとったことが成功したことによるものと思われる。

まず農業生産の面の変化については宋朝の版図に直接に接していたこの地方では、漢人の農業技術の伝播及び漢人自体の流入による水田・定畑耕作の発展が著しかったと考えられる。既引「瀘州府志」の田糧の項をみると、明の永楽年間の全田地（官民田地塘と記している）に対する水田地の割合をすることができ、府下でその割合は四四%、江安県三三%、納溪県二〇%、合江県二四%となっている。一方同志土産の項には「五穀宜種不宜黍稷。其田礮薄、皆山溝之間、不堪堤堰」と記す如く定畑による陸稻栽培が主要であったと思われる。このことは同志の田糧の項で、水田がわずかな割合しかしめていないのに田税は圧倒的に米で徴収されていたことによってもうらづけられる。宋代では丁度この陸稻栽培による焼畑の定畑化が進行していたのである。『宋会要』蚕夷五の五三・淳熙七年八月八日条には成都府路の辺郡黎州の状態を伝えて、

沿辺土丁、迺是辺地根本。其出入山坂、耐習瘴毒、与夷俗同。……又况黎州過大渡河外、弥望皆是蕃田、每漢人過河耕種其地、及其秋成、十婦其一、謂之蕃租。土丁之耕蕃地者、十有七八。とある。黎州は瀘州以上の辺境地帯であつて同様の事態は瀘州の場合にも想定することができる。『長編』卷二一九四・元豊元年十一月乙亥条には宋朝のこの地方に対する征服戦を記して「獲生口百余、得猪牛及銅鼓標排器甲千余。」とあり、同月丁亥条には

韓村宝言、羅胡苟姓作過夷賊、係八母姓共五十六村。除已討殺及投降外、有四十七村。内四十二村、累次各以銅鼓器甲水牛等、衝草乞命投降、及獻逐村地土、歲認租稅。尚有斗忙箇斗等五村未降。掇招安將楊方簡等稱、各携家人遠遷。……今且以降夷村分頭領疆壯老小人口、山坡水澗地土、逐年認納租稅、仍各打誓婦業、依旧住坐諗。詔、請降夷人、旧來納稅賦者、聽量納。其已納者、止依旧額。

とあつて、水牛の使用による水田耕作がかなり進んでいた。焼畑の定畑化についてもせいぜい平地との標高差五〇〇mのこの地方ではすでに宋代からかなりすすんでいたのではないだろうか。これまた利州路の辺郡文州の場合による傍

証ではあるが、『永樂大典』卷三三三七九の邨名の項に耕天村という名がみえ、

元一統志、曲水県有耕天村。其田之良者、謂雲下田。輿地紀勝、文州詩、行々未省見平川、雲下誰知別有田、山聚邑居能習險、人愁粒食自耕天。

とあって梯田化の状況をうたっている。

さてこのように血縁を紐帯とする共同体的関係の優越する中で成長してくる定畑・水田耕作はその社会にどのような影響を与えるであろうか。現在にみられる焼畑農耕社会に関する人文地理学的研究によると焼畑耕作社会に水田耕作があらわれると、この水田の所有権は一般に開墾者の私有財産になり、従来の共同体を基礎にする焼畑地の所有とは異なった所有関係が成長してくるとされている。⁴⁴『文献通考』卷三三四・四裔考所引「桂海虞衡志」には西原蛮僮智高の種族について

民田計口給民、不許典売、惟自開荒者由己、謂之祖業口分田。知州別得養印田、猶圭田也。權州以下、無印記者、得蔭免田。

既各服屬其民、又以攻剽山獠、及博買嫁娶。所得生口、男女相配、給田使耕、教以武伎、世々隸屬、謂之家奴、亦曰家丁。強壯可

教勅者、謂之田子申（現行本作田子・田丁）、亦曰馬前牌、皆青布巾跣足、總謂之洞丁。旧一州多不過五六百人、今有以千計者。

とある。中国人の眼からみて「計口受田、不許典売。」といわれる所有のありかたは共同体的占有から独立した私的⁴⁵所有の成立しない焼畑耕作民の焼畑地所有の状況にいてゐる。一方「自開荒者由己」とあるが、焼畑耕作の場合にも焼畑の造成には家族労働のしめる比重が高く、この意味では焼畑の造成も「自開荒」といえる。ここで特にこのようにことわっているのは水田・定畑の開墾について云われているにちがいない。⁴⁶

この西原蛮の場合には先にもみた如く、すでに部落内に「主戸」と提陀の階層分化があり、權州以下に任命される部落長レベルの有力者がいたが、水田・定畑耕作の展開とそれにとまなう私有財産制の成長とともに従来漢人社会への買却の対象となっていた掠奪奴隸は農耕に従事させられ、これらの有力者と一般部落民の間にも階級関係が成立する基礎的条件が与えられる。瀘州江安県の場合にも経済的基礎過程としてはほぼ同様の状況を想定できるであろうが、彼らが少数民族集団と漢人社会とが接触する地域にいて数

度の宋朝の征服戦によって容易に「熟夷」化したことについては両者の社会の相互関係について考えることが必要である。

一般的に云つてある程度の階層分化をうちにはらみながらもなお共同体的関係の優越している焼畑耕作少数民族と漢人社会との関係については、二つの面から考える必要があろう。一つはこの少数民族の占有地に流入してくる個々の漢人或は被略奪漢人と少数民族社会との関係であり、一つは漢人社会全体及び宋朝の権力機構と少数民族社会との関係である。第一の場合についてみると、例えば先にも見たように土丁が「蕃租」をだしてその土地を耕作したり、あるいは流民化して少数民族の支配下におかれる場合が考えられるが、こうした個々の漢人農民にとって少数民族の共同体制とその上に立って分化しはじめた権力は大きな庄力となって作用し、多くは完全な隷属化の道をたどった。

『叙州府志』卷二夷俗の項には涼山のロロ族について
其俗、以黑骨頭為貴、衆皆推稱之、……其漢民竄入与夷婦配合
生者、為白骨頭、別為小蛮通事、聽黑骨頭使令、夷人無之貴也。
とあり、胡慶鈞「解放前涼山彝族社会性質研究評述」(『歴

史研究』一九六三の二)でも、漢人の血統をひく漢根阿加は河西とともに社会の最下層を形成していたとされる。又これは荆湖南路の例であるが、『宋会要』蛮夷五の二九、淳熙八年五月八日条には

臣僚言、溪峒之民、往々於峒外、買致省地之田、以為己業、役省地之民為耕夫、而歲以租賦輸之於官。

とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立った自己の権力を、その私的な所有を支えるものにくみかえることによって大地主に転化しつつあった。しかし本来この漢人の隷属化は、個々の少数民族有力者の私的な権力によつてもたらされたのではなく、全体としての少数民族共同体の圧力によるものであるから、こうした少数民族有力者の搾取者層への転化は漢人流民との関係にしぼつても相当困難であつたらう。

一方少数民族社会と漢人社会全体との関係については同じ『叙州府志』の夷俗の項に

其与漢人交也、接待恭順、遐逾尋常。康熙年間、初行内附、罕有至其地者。遇漢人至、則殺鷄為黍、不敢自治。凡刀砧器具、洗滌至再、捧持以進、俟其人自為烹調。恐漢人惡其不潔也。

とある。又しばしば引用した『文献通考』卷三三〇・四裔考七の「桂海衡志」にも

此州界雖曰羈縻、然皆耕作省地、歲輸稅米於官。……洞酋雖号知州界、多服白布袍、類里正戸長。參寨官皆橫槌自称某州防遏盜賊。大抵見知寨如里正之於長官、奉提拳如卒伍之於主將、視

鼈管如朝廷、望經略帥府、則如神明。

とある。これは低度の農生産の段階にあってせまい共同体制の枠内にあるかれらにとって、高度の経済をもち、地域全体の少数民族に対して統一的政策をとることのできる漢人社会の支配体制が、いわば上位の統一体としての役割をはたすからであろうと考えられる。又瀘州の例に限っていうなら清井監を中心とする塩、鉄錢經濟^④による鉄の流入等の経済的条件、高度の農耕技術を伝える漢人流民の存在によってそれらはうらづけられていたであろう。

こうした状況の下で少数民族社会の有力者が階級的支配者に転化するためには、宋朝とのつながりを保つこと及び宋朝の權威をもって自らの支配の正統性をうらづけることが必要とされ、一方宋朝側では、この地域を「省地」^⑤化する

ためにはこの階級分化を助長して、旧来の共同体制を破壊し、そのうえでこれらの支配者層を少数民族社会から切り離して自己の支配を貫徹するという方向が必須であった。

瀘州の場合にも『長編』卷一四九・慶曆四年五月乙酉条に「余靖言、……戎瀘州管下二郡、旧管羈縻四十余州、皆以土豪累世承襲、為其刺史」とあり、又先にもみたように「鮮」族の長を土刺史にあてる等、この方向が貫かれていたが、史料的に最もこの地域に目立つのは、漢人地主の土地買入れ及び武力による直接の強圧である。これはこの地方が直接に漢人社会に接しており、しかもこの地域の少数民族が量的にも質的にも自らの強固な統一体制をもちえなかったためであろう。

漢人地主の土地買入れについては、『長編』卷二四五・熙寧六年五月辛未条に

詔自今漢戸典買夷人田土者聽之。先是王安石論瀘州夷事、因言漢戸不得典買田土、此条貫合廢。安石曰、必緣典買相混爭、致開辺隙、故立法禁止、苟能變夷為漢、則此非所恤也。又清井兩辺地、若捐数万緡官錢、市得令漢戸住佃、即清井更無夷事矣。上以為然。

とあって、ある程度の強圧策が功を収めた北宋中期に、こ

の地域を全面的に「漢化」する方向がとられたことを示している。前引『長編』卷二九四・元豊元年一月丁亥条には

今且以降夷村分頭領、疆壯老小人口、山坡水墾田土、逐年認納租税、仍各令打誓帰業、依旧住坐訖。

とあつて、少数民族の所有地及び各戸に租税を課したことを伝えているが、同書卷二四九・熙寧七年正月甲子条には、晏州夷進討の結果として「凡得夷所畝地二百四十里、已募人墾耕。其屬夷悉聯為保甲。」とあり、本来共同体的であつて一旦その権力を把握すれば簡単に個別戸口支配の貫徹できる少数民族社会の特性を利用して保甲法を結び、その結果、従来単に現在耕地化していかれた土地となつていく部分のみならず、従来共同体によつて占拠せられていた開墾予定地に対する占有権をも奪つて、「人を募つて墾耕」せしめた。こうして少数民族社会の發展方向は完全に漢人社会の統制下におかれたのである。

次に武力による強圧についてみると、すでに幾度か断片的に史料を提示したように、この地方には何度か大規模な攻撃が加えられたが、『長編』卷五七・景德元年八月癸亥

条に「川峽戍兵等、素不閱習」とあり、『文獻通考』兵考卷一五六（郡國兵）に「官軍但擣嶮寇之」とあるように夔州路にあつてはこの武力の主体は正規軍ではなかつた。

瀘州江安県の場合、この進攻の主体となつたのは、いわゆる白芳子弟である。かれらはのちにみるように、前記の十州の中の高州の少数民族の攻討に参加し、また富順監の將校の指令の下に動いていた。『宋会要』方域一八の一八、白芳寨の項には「在龍川県、皇祐三年置、元豊二年廢。」とあるが、『宋史』卷一八九・地理志の瀘州の項に「元豊二年廢白芳寨」とあり、こうした点からみると、この龍川県は瀘川県の誤りであろうと思われる。更に「江陽譜」瀘川県の項には衣錦郷白芳里の名があり、その注に

在県東北、有溪通大江、地生苧枝最富。国初里人尹威尹敏道純道、及先罕先詔二氏 父子皆登科、且聯世婚姻。

とある。白芳子弟とはこれらの豪族にひきいられた私的武力を構成するものであつたと思われる。ここでついでに同郷の地域について若干の考証を行つておきたい。先ず同郷には第五都から第一四都までの一〇都が所屬しているが、その第五都に特峻亭の名があり、これは現在瀘州の東北に

ある特峻頃にあたるであろう。この特峻頃の西側まぢかを長江にそそぐ一支流が流れているが、これは『嘉慶四川通志』の巻首図にみえる龍溪にあたると考えられる。「江陽譜」にいう「有溪通大江」の溪とはこの龍溪であろう。更に第七部には胡市の名があり、その注に「靠内江、通船車過往」とある。現在内江県を通過して瀘州附近で長江に合流する沱江の下流に面して胡市場の地名があり、これと一致している。すなわち白芳里（正確には衣錦郷）とは龍溪と沱

江下流にはさまれたあたりの平野部に位置する里名（郷名）であった。^④そしてこの地域は「江陽譜」に「最富」とあるように瀘州で最も自然的条件にめぐまれた地帯であった。

このような地域におり、科挙の合格者を輩出しながら、大規模な私的武力をもちえたこと又もたざるをえなかったことにこの地域の地主佃戸関係の特色をみる事ができる。

『北夢瑣言』巻四にも

唐柳玭大夫之任瀘州、派舟経馬驍鎮。土豪趙師儒、率郷兵数千、惡高立寨、刑訟生殺、得以自專。本道署以軍職。……

と同様の状況を伝えている。あるいはこの趙師儒は栗原益男氏^⑤がかって詳細に分析された『金石統編』巻一二所収

「韋君靖建永昌寨記」にみられる元随都押衙趙師恪の同族にあたるかもしれない。

さて白芳寨の歴史は前引『宋会要』方域の記事では皇祐三年に始り、元豊二年に終わっているが白芳子弟そのものは更に以前から存在した。『宋史』列伝卷六〇寇城伝に

招諭高州刺史田彦伊子田承宝入朝、得印紙為高州官族。未幾溪南蛮復内寇。寇率衆擒其首領戮之。以白芳子弟数百人、築栅守其險要。

とあるのがその初見史料である。『長編』では卷五四・咸平六年夏四月壬戌条にこのことを記して『宋史』の伝をひいているが、ここでは「乃置尖木寨於施州界、以控扼之。」とあって、白芳子弟の一部によって施州に尖木寨がおかれている。その後白芳子弟は大中祥符六年（『長編』卷八一、同年秋七月乙未条・二月壬午条、『会要』蛮夷五の一八同年条、皇祐二・三年（『長編』卷七〇、同年条、『宋会要』蛮夷五の二三同年条）と瀘州

南部地方の少数民族に対する大規模な戦闘のある度にその主力となっていたが、熙寧六年から元豊元年にかけて数度にわたる宋朝の征服戦の結果、先にみた如く共同体制の崩壊・土地買売の導入等この地域の「漢化」が決定的な段階

に入り、ついに翌年元豊二年に白芳寨がその役割をおえて廃止されるに至るのである。いわば瀘州地域の少数民族の「漢化」政策は同州の土豪の武力を中核に、かれらの階級的利益の獲得を目的として行なわれたのであり、宋朝の版図拡大はその附帯的な結果であったと考えられる。^⑤

(3) 夔州路、施州・黔州及び渝州の場合

施州・黔州の二州の状態を考えるには『宋会要』食貨卷六九・逃移の淳熙一年六月二七日条及び同開禧元年六月二五日条にひく両州の客戶の逃移を禁じた皇祐勅が問題となる。両条を斟酌してその内容を記すと

又勅、施・黔州諸県、主戸壯丁寨將子弟旁下客戶、逃移入外界、委巢司画時計会所屬州縣追回、令着旧業、同助把托边界。

ということになる。この条例はのち淳熙年間に夔州路の他の諸州及び湖北路の帰・峽・澧の三州に拡大適用されるのであるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中で次のようにのべている。「夔州路の中でも黔・施と云った地方は蛮人と境を接し山谷重疊たる地方である。宋代にもこの一帯に寨柵が設けられてある時は交易場、またある時は辺防の役割を果たした。ここにいわゆる官莊とはそうした

寨柵の食糧供給源―陝西の弓箭手營田にも比定すべきものであったかと考えられている。従ってこの客戶逃移防止規定も何よりも辺防という立場から出されている点に注意しなければならない。たとえそれが淳熙・開禧年間に夔州路全体に普遍化されたとしても、それは地主・佃戸関係の進行のうちからあらわれたものとしては扱えない。」と。

梅原氏の文脈を忠実にたどるなら淳熙・開禧年間に「辺防」の課題が夔州一路に拡大されたことになるが、それは今は問わないとしても、氏の地主・佃戸関係の矛盾にかえるに地理的条件、あるいは「辺防」の問題をもつてする、かかる論点は成立するであろうか。

本節では梅原氏が指摘される諸論点を更に一層追求することにより、その地主・佃戸関係との連関を明らかにすることにつとめたい。

実際に史料にあたれば、宋朝側と施・黔州の少数民族との武力衝突は前節にみた瀘州の場合に比してはるかに少ないが、ここではとにかくこの「辺防」の内容を明らかにするために南宋中期のここに掲げた淳熙一年勅の施行される直前に起った施州の豪族譚氏と羈縻州である思州の有力者

田氏との武力衝突の経過と意味について考えたい。

『宋会要』職官七二の三五、淳熙九年八月五日条をみる

と

知夔州休粟、落職放罷。先是、夔路豪民承信郎譚汝翼、与思州人田祖周、各相挟怨、遂致嘯聚。帥司各捕作過人、而汝翼聚兵謀攻奪一城。已而当陣躍馬潛走、只捕獲家屬徒伴、送夔州獄根勘処断。汝翼詣行在進状、訴栗曾受祖周金。省劄備坐其事、下夔州案案看定。

とある。まず田祖周からみると『宋会要』蛮夷五の一〇一、淳熙一一年一二月六日条には

詔、承節郎思州石南知堡田祖周、軫一官。進士馮思免文解一次。以夔州路軫運司言、田汝弼男田祖周母子兄弟、能聰馮思說、尽將買到黔江界田土、婦納入官、更不請領佃錢。委見悔過自新、恭順可嘉。

と記している。この記事によって田祖周が承節郎の肩書きをもち思州石南堡の知堡であったことをしりうる。『宋史』卷一八九職官志の表によると、譚汝翼の肩書きの承信郎は武官小使臣の最下位にランクされ、そのすぐ上位がこの承節郎となっている。この史料にみえる田祖周の父田汝弼は

については『宋会要』蛮夷五の九八・淳熙元年一〇月一三日条に

詔、知思州田汝弼、依田汝端例、特与軫一官。……照得、思州係溪峒承襲州軍。其兄田汝端、知思州兩任、酬賞特軫兩官。……と記され、又同書同卷、紹興五年七月四日条にも

夔州安撫司言、思州元係田祐恭兄弟地土。政和中賜名思州、宣和中改為務川城。紹興二年、依田改為思州。

とあって田氏は元來思州の少数民族の最有力者であり、代々思州の知州の名を与えられてきたことをしりうる。田祖周が黔州黔江の田地を宋朝に「献」じたことについては『宋史』列伝卷一五三林栗伝に

施民譚汝翼者……与官軍戰、潰、汝翼遁去。俘其徒四十有三人、獲甲鎧器械三万一千。粟取其巨惡者九人、誅之。祖周由是懼、与其母冉氏謀、献黔江田業、計錢九十万緡、以贖罪。蛮徽遂安。

とあり、田地の佃錢九十万緡といえは少くとも一〇万畝以上の広さであった。黔州の南方の思州の土知州であった田祖周は黔州の黔江県内に限ってのみ云ってもこれだけの勢力をもっていたのである。黔州については『宋会要』兵六の七、嘉定五年八月二五日条に「夔路黔州、接壤思州、係夷

族世襲」とあって、これまた少数民族の居住地域であった。『宋史』列伝卷一五三林栗伝には

施民譚汝翼者、与知思州田汝弼交惠。会汝弼卒、汝翼帥兵二千人、伐其喪。汝弼之子田祖周、深入報復。兵交於三州之境、施黔大震。

とあって、恐らく黔州の土地の支配権をめぐる両者の間に武力衝突が起ったものと推測される。

一方、承信郎の肩書を持ち、田氏との交戦に兵二千を動員し、後に宋朝に敗れた時には甲鎧器甲三万一千を残したといわれる施州の豪族譚汝翼とは何者であろうか。『長編』卷五五咸平六年九月辛未の条に

施州蛮譚仲通等三十余人、先叛去、各已招降、請加職任。上曰：群蛮妄希恩沢、若姑息太過、亦不可也。詔悉補寨將。

とある。譚汝翼はこの譚仲通の子孫ではないだろうか。

『宋史』の林栗の伝では、譚汝翼は宋朝の討伐に対して

調集家丁、及役八砦義軍、列陣於沱河橋、与官軍戰、潰、汝翼遁去。

とあって、かれは八砦の義軍を宋朝に対して調発して對抗したのであるが、『元豊九域志』の施州の項をみると属県

は二県で、そのうち清江県に七寨、建始県に一寨があり、計八寨である。『宋会要』方域一八等にみられる寨名を探してもこれ以上につまらないからこの施州の八砦(砦)寨とは施州にあった全ての寨を意味するものと考えることが出来る。この点からみても譚氏が少数民族の有力者であり、施州の最有力者であったことを推定できる。

さて宋朝の討伐軍に対して譚汝翼が動員した兵力は、①家丁その他の直属兵力、②役属関係にあると思われる八砦の義軍の二部分からなり、先の田氏との衝突に際しては『宋史』の同伝によれば「汝翼復繕甲兵料丁壮、以重幣借兵溪洞、而乞師於帥府。」とあって、③溪洞からの借兵、④実現はしなかったが夔州安撫使からの援兵、の二要素をつけ加えて考えることができる。譚氏の兵力がこの四要素からなっていたという点にも彼の施州で占めていた位置があらわれているが、ここではまず①②の内容について考えたい。その際のちの史料にもみるように、両者はほぼ同様の構成をもっていたと推測されるので一括して考えることにする。

『文献通考』卷一五六・郡国兵の「施黔思三州義軍」の

項には

施州諸寨、有義軍指揮使・把截將・寨將、并土丁總一千二百八十一人、壯丁六百六十九人。又有兩路巡防殿侍兼義軍都指揮使・都頭・十將・押蕃寨將。

とある。すなわち義軍とは各寨のもっている兵力そのものであり、恐らく漢人あるいは漢化した少数民族の有力者が当たったであろう義軍都指揮使の下に、兵力として壯丁と土丁があった。義軍都指揮使の下にある將校については同書同卷「夔路義軍土丁壯丁」の項には「其校長之名、隨州縣補置。」とあり、地方の状況に応じて少数民族の有力者をあてていたのであろう。又同卷「渝州懷化軍漆州江津鼎巴県巡遏將」でも「皆州縣調補」とありつづいて「其戸下率有子弟客丁、遇有寇警、一切責貢主戸。」とある。すなわちここでは巡遏將にあてられるものは、その戸下に子弟・客丁をもつ「主戸」であった。^⑤前節の考証を参照すると、この「主戸」は一般の主客戸制度にいう主戸とは異なり、少数民族有力者に対する漢人社会からの呼び名であったと考えうる。土丁・壯丁は制度上の呼称であるが、実際の内容はこれら「主戸」の戸下の客丁であったらう。

こうした「主戸」と土丁・壯丁の關係については同書卷一五七「把截將」の項に

紹興二十七年、夔路安撫司奏、南平軍夷、透入恭州（即渝州）。旧以土丁為把截。詔帥臣、請以清溪寨主戸、逐名家業錢多少均定。合置土丁二百名。内選材勇為把截將、依例支破請受。

とある。ここでは主戸の家業錢に比例して土丁を出す記されているのみであるが、実際には『宋会要』方域一八の二三、紹興二八年九月四日条に

樞密院劄子、夔州路奏、南平軍白錦知堡夷官楊遜族序佐忠、帶領土人、自南平軍白錦堡、楊大由私小路、入恭州江津鼎清流寨雁門、殺虜人口。合添屯防拓。其雁門正係夷人出沒溢口、旧有把截將佐招安等、同土丁防拓。自招安死、無人守把。今江津鼎説論、自辺界至清溪寨、主戸荀炳自出戸下土丁一百。

とあり、この間の事情をよりくわしく説明している。これによると少数民族の有力者であり南平軍白錦堡の土知堡であった楊遜とその族人佐忠が恭州に侵入してきたので、これに対処するため当地の有力者である「主戸」から戸下の土丁二百戸を募ったが「主戸」荀炳が土丁一百を出してこれに応じたことになっている。こうしてみると義軍とい

土丁と云っても実質的には在地の有力者の武力を宋朝が追認したに止ることは明らかである。『文献通考』卷一五六の「夔州路義軍土丁壮丁」にも

州県籍税戸充。或自溪峒焜投、分隸辺寨、習山川道路、遇蛮入寇、遣使襲討、官軍但抛險応之。

とあり、同書卷一五七「夔路義兵」にも「夔環万山、民勇過於正軍」とあってこの地域の「辺防」の主体が実はこれらの義軍であったことを知りうる。土丁と壮丁の区別については十分な史料がないが、まず『文献通考』卷一五六・七の郡国兵の項では、施州に土丁と壮丁がともに記されているのに対して、少数民族がより多数をしめていたと思われる黔州・思州の両州に壮丁のみあって土丁がないのが注目される。地域は異なるが前節でみた「桂海虞衡志」の羈縻州である農姓部落についての記述には「推其雄長者為首領、籍其民為壮丁。」とあって壮丁と首領の間の関係は直接的である。一方土丁に対しては『文献通考』卷一五七「黎雅州土丁」の項に土丁に塩と銭を与えると伝えているのを始め土丁に対する優遇策は多くの史料が伝えているが壮丁に関する優遇策は見当らない。このようにみると土丁の場合

には一応宋朝の兵制の内に制度的に位置づけられているが、壮丁の場合には単にその首領たる「主戸」が宋朝の官職をうけるだけであって配下の壮丁自身は「主戸」の直屬であって宋朝とは何の関係もなかったのではないかと推測される。

以上の考証をふまえて本節の最初にかかげた皇祐勅、施・黔州諸県、主戸壮丁寨将子弟旁下客戸、逃移入外界、委界司画時計会所屬州県追回、令着旧業、同助把托边界。

の意味を考えれば施・黔の二州ではすでに地主化しつつあった少数民族の有力者「主戸」が多くの場合寨将等の将校名をうけており、彼らの支配下にあった壮丁・子弟・旁下客戸の逃亡を禁じ、彼らの支配の安定化を計る目的をもってこの勅が行なわれたと考えられる。

このような少数民族の有力者は宋朝の権威によって助けられながら巨大な搾取者に転化しつつあった。『文献通考』卷一五六郡国兵の「施黔思三州義軍土丁」をみると施州では土丁等一二八一人、壮丁六六九人、計一九五〇人、黔州では壮丁等一六二五人となっており、各戸が全て一丁を出したとしても、『元豊九域志』の両州の戸口に対して施州

では約一割、黔州では五割七分となっている。渝州の場合にも同様の事態がみられる。すなわち『長編』卷二一九・熙寧四年正月乙未条に

先是南川巴鼎熟夷李光吉・王堯・梁承秀三族、各有地客数千家。間以威勢誘脅漢戸、不從者屠之、没入土田。住々投充客戸、謂之納身。稅賦皆里胥代納、莫敢督。藏匿亡命人、不敢詰數。以其徒偽為獠人、規辺民數百家。……光吉稍築城堡以自固、繕修器甲、遠近患之。……初令饑等、以禍福開諭、光吉・承秀地客、納質聽命、各安生業。

とあり、同書卷二二五・熙寧四年秋七月丁酉条には

邛州轉運司言、招出夷賊王袞、取李光吉・梁承秀及袞三族之民、賦民得租三万五千四百八十五石、繭絲一万六千五百一十五兩、絹二十七匹、銀二百三十二兩半。詔改資化寨為隆化寨、授袞下班殿侍三班差使監揚州稅。

とある。田賦だけに限って三万五千石というが、「瀘州府志」の田糧の項を参考にすると一畝当りの田賦約七升の値がえられる^⑧。この場合没収地を官田に近い形にしているから田賦と云っても田租に近いことを考えると実際にはもっと高かったと思われるが、一応七升で計算すると彼らの所

有地は五千頃に達し、先の地客数千家というのが単なる表現のあやではなかったことを知りうる。資化寨を隆化寨にかえたというのは彼らのうちの誰かが智化寨か何かであったため、征服によって改名されたのであろう。

それでは宋朝の権威を背後にもってこのように巨大な支配を作りあげた彼らの勢力がかくも簡単に崩壊したのは何故であろうか。この解答は彼らが宋朝の権威をかりえたことと又からざるをえなかったことの中に求められるであろう。少数民族社会と漢人社会及び宋朝権力との関係については前節でもふれたが、施・黔等の地方であっても同様の法則が働いていたのではないだろうか。これらの地方が焼畑耕作の段階から定畑・水田耕作に、宋代に移行しつつあった証拠は現在のところ直接に見つけることはできないが、すでに『長編』卷二一四・熙寧三年八月辛巳条に「川峡四路、与内地不同、刀耕火種、民食常不足、至種芋充饑。」とある以上、施、黔等の州にこうした過程を考えるのは不自然ではないだろう。宋朝が漢人地主の体制をこれらの地方に持ちこむ際、最も大きな障害となったのは、少数民族の共同体的土地占有の体制であったと思われる。少数民族の有力者

の搾取者層への転化を助けながら、しかもこの転化を宋朝の権威のうらづけの下に行なわせて独自の支配機構の確立を抑え、少数民族社会内部の階級矛盾の激化とともに、これらの有力者の部落からの切り離しを計り、少数民族社会相互の矛盾を利用して、いわゆる「以夷制夷」の政策によってこれらの支配体制を動揺させ、個々の少数民族社会全体に対して統一的支配力を強めていくというのが宋朝の基本政策ではなかったであろうか。

『長編』卷三二五・熙寧四年秋七月壬辰条に司馬光の日記をひき、

夔路有堡寨、民捍禦蛮寇。其酋領得理詞訟、擅決罰、由是大富。州界提轄、侵漁不已、其酋不堪命、遂寇略居民。

とあるのはこの間の事情の一端を物語るものと云えよう。^④

又各寨堡の義軍の構成員は少数民族であったとしても、その都指揮使は漢人であり、一旦少数民族の共同体的土地占有の体制が崩壊すれば、いわば無主の地となったこれらの焼畑予定地に漢人流民を導入するのは簡単であり、又実際にもこうした政策は『宋会要』蛮夷五の三五、大觀二年九月一日条に

拋夔州転運司、南平軍夷人木琴族首領趙泰等大姓木禁、樂慕聖化、自改姓趙。……与兄弟叔姪、将带一部族、情願献土歸化。見耕田土、請作漢家百姓。其余土地、召人耕佃、管界東西五程、南北六程、周匝一十八程。

とある如く常にとられていたものであり、このことが又少数民族有力者の統一的支配体制の確立にとって大きな障害となつたはずである。

又『慶元条法事類』卷七八蛮夷門には、部落から離れて歸投した少数民族の首領、いわゆる婦明人の優遇策について極めて詳細に規定しているが、婦明人については『朱子語類』卷一一一に

婦正人、元是中原人、後陷於蕃而復歸中原、蓋自邪而歸於正。婦明人、元不是中原人、是徭洞之人、來歸中原、蓋自暗而歸於明也。

とあり、本来この婦明人に対する優遇策は概括して徭洞といわれる中国西南部の少数民族有力者に対して設けられたのであった。^⑤前引渝州の三族鎮庄についても王褒の婦順がそのカギとなっている。

以上のように考えると、田譚二氏の支配体制の崩壊直後

に皇祐勅を改定したことも新しい意味をもってくるであろう。淳熙勅では施・黔州にはなかった官荘客戶逃移の禁止が施・黔州にも導入されているのであって、兩州の地主・佃戸関係が、いわゆる「内地」と同様の扱いをうけるようになったことを示している。反面「内地」にも施・黔州の佃戸逃移の禁止が適用されたのであり、また前章でみた如く開禧勅ではその内容が更に詳細に規定されることになるのである。

おわりに

以上のかなり大雑把な問題提起と若干瑣事に亘る考証とから筆者の意図した歴史像をうかがわねばならぬという目的を達成することは困難である。しかし一応の整理を行なうなら、夔州路では、施・黔等の州とその他の諸州は社会経済的に異った段階にあり、前者においては民族矛盾と結合した形の大土地所有が展開しており、後者においては前者が宋代に経過しつつあったのと相似の段階をすでにへていることがその地域社会の構造を規定する歴史的条件となっているが、基本的には大経営は崩壊変質の直前にあり、実

際南宋中期には経営と分離した大土地所有を支える法的強制が必要とされるに至ったと思われる。

このような状況と関連して施・黔州においては焼畑耕作に基づく共同体的土地所有の解体を条件づけた貨幣経済は、他の諸州においては経営から離れた大土地所有の存在を支える働きをもっていたように見える。

そして南宋後期にこの地域で起っていた事態こそ、いわゆる宋代以後の近世封建社会の基本的矛盾の所在を示すものではなかっただろうか。

附記 本稿成稿後に柳田節子「宋代國家権力と農村秩序——戸等制支配と客戶——」（『前近代アジアの法と社会』仁井田博士追悼論文集『第一巻所収』）をみる事ができた。同論文は主戸・客戶・佃戸の相互関係について、草野靖氏の見解を継承批判して本稿にも関連する多くの論点を提出している。読者諸兄の参照を願う次第である。但し、氏がここで客戶が耆長になれると主張しておられるのは、史料的にみて成立しないとと思われる。このことは拙稿の論理構成にとって重要な問題であるからあえて言及しておきたい。（補注）

② 国内での南詔史研究の動向については、白鳥芳郎「南詔問題研究の淵源」（『上智史学』三の一）及び同氏の「文化複合の性格と民族國家の一類型」（『東洋学術研究』五の四）によってみる事ができる。

③ 中国での研究の状況については、古くは森鹿三「中国における西南民族研究の概観」（『民族学研究』二二の二）、最近では藤沢義美「雲南

白族の起源問題」(『中国大陸古文化研究』第一集)が参考となる。又全般的な研究の概観をうるためには白鳥芳郎「西南中国」(『平凡社』『東洋史料集成』)がある。この地域の少数民族研究の文献目録としては、竹村卓二「西南非漢民族に関する中国民族学の貢献」(『社会人類学』一の一〜三)がある。なお直接宋代の状況とは関係ないが、胡慶鈞「解放前凉山彝族社会性質研究評述」(『歴史研究』一九六三年二号)と同「明代水西彝族的奴隸制度」(『歴史研究』一九六四年五・六合併号)があり、前者は新中国での実地調査の成果をふまえ、後者は最近中国で発見された口語による「西南彝志」の研究を利用しており、実証的にも理論的にも秀れている。宋代のこの地域の研究にも参考となる。又朱家禎「景頗族農村公社土地制度的歴史考察」(『歴史研究』一九六三年六号)も、民族問題と土地所有の問題の関連に対して新しい理論的視角を与えてくれる。

②③ 焼畑農耕での作物体系という考え方については、佐々木高明「焼畑農業の研究とその課題——焼畑の比較地理学——への序説——」(『人文地理』一七の六)参照。

②④ ついでながら、いわゆる刀耕に使用する山刀については、『九家集注杜甫詩』卷三十二「自漢西荆扉且移居東屯茅屋四首」の第二首に「斫畚応費日、解纜不知年」の句があり、注に「杜補遺、楚俗燒糶種田、曰畚。先以刀芟治林木、曰斫畚。其刀以木為柄、刃向曲、謂之畚刀。畚音式車反。」とある。

又八幡一郎「インドシナ半島諸民族の物質文化にみる印度要素と中国要素」(有隣堂、『インドシナ研究・東南アジア稲作民族文化総合調査報告』(一)参照。以下同書を「インドシナ研究」と略称する。

②⑤ 佐々木高明「南九州山村の焼畑農業経営、下、——焼畑経営隠絶山村の地理的分析、その一——」(『立命館文学』二二)によるこのように体系は東アジアにひろくみられるという。

②⑥ これは口語と親近関係にあるモン族の例である。モン族については間接的であるが西田龍雄「東アジアの象形文字」(中公新書)が有用である。

②⑦ 彼の旅程については中国科学院地理研究所編輯の『中国古代地理名著選読』中の同游記の附圖参照。

②⑧ 燕麦及び夜麦の栽培とその農耕文化上の位置づけについては中尾佐助「被麦文化圏」(『自然と文化』一)参照。

②⑨ 但し村落の立地条件を正確に史料から知ることができず、ことに「山坡」としたものについては十分な自信がもてないが、ここでは「依山坡而居」というように「依」という言葉を使用しているものは全て「山坡」のタイプに入れた。又百家あるいはそれ以上の数例は数十家の中を含めた。

②⑩ この点と関連して、佐々木高明「焼畑農耕社会の村落の形態と構造——東南アジア・南米の事例を中心として——」(『人文学報』二二)を参照されたい。

②⑪ 同志によれば本府所管の遙嶼は計三六、その中で一兩平均戸口が二〇戸をこえるもの六、一〇戸をこえるもの九で、残りの二は平均一〇戸以下となる。又同志同項の連山泉管下の遙嶼は計六、うち平均一〇戸をこえるものは一例のみである。同志の風俗形勢の項には「清遠、地身莫縮犬牙相錯、無曠原沃壤、刀耕火種、最為辛苦。」とあって遙族もこの表現からすれば焼畑耕作に従事していたと考えてよいであろう。

②⑫ 例えば佐々木高明「東南アジアの焼畑の輪裁様式と人口支持力——東南アジアの焼畑の作物構成と生産力に関する生態学的試論——」(今西錦司博士還暦記念論文集「人間」所収)。

②⑬ 謝華「湘西土司轄略」参照。

②⑭ 佐々木高明注②⑩論文及び「人類の生活」(『毎日ライブラリー』)中

の馬淵東一執筆による焼畑から水田耕作への項参照。
 ⑤ 周藤吉之「宋代鄉村制の変遷過程」（『唐宋社会経済史研究』）参照。
 ⑥ 筆者は夷年・怡楽・夜郎ではないかと考えている。
 ⑦ 但し、樂・羅と考れば樂共城は共黎の意であり、この共黎がのちに球県となった可能性もある。

⑧ 『元史』卷六十地理志三には瀘州に隣接する戎州管下の上一羅計司に属する地名をあげているが、ここでは「蕃」に統一されている。

⑨ 『徐徽客游記』のこうした立地条件をもつ村落ではほとんど水稻耕作を行っていたと見られる。この点からみると彼らも水稻耕作に従事していただであらう。これは次に彼らをタイ系と推測する根拠の一つである。但し水稻の生産性は、綾部恒雄「タイおよびラオスの村落生活——サンパトン（タイ）とムカオ（ラオス）比較の覚え書——」（『インドシナ研究』所収）の四八三頁の表にみる如く、必ずしも焼畑より高かったとはいえないであらう。

⑩ ①②内は『宋会要』蛮夷五の同年条により補なう。
 ⑪ 但しこれは文章が簡略になっており引用しやすいためここへつけたので、『隋書』卷三十一地理志所引の記録の方が本来の面目に近くであらう。又銅鼓の問題については、松本信広「古代インドシナ稲作

民宗教思想の研究——古銅鼓の文様を通じてみる——」（『インドシナ研究』所収）参照。
 ⑫ 更に前引『宋会要』蛮夷五の二に「溪洞十州」の語があるが、例えば『長編』卷二四八・熙寧六年十月庚午朔条に「溪洞蛮人」とある如く、この地域には苗・瑶族も居住し、民族矛盾は複雑な形をとっていたと思われる。
 ⑬ この点に関して次に同志の戸口・田糧にみられる数字をもとにして田地・租税・人口に関する統計（表15）を掲げておく。
 ⑭ 注⑭所引論文及び注⑮所引の朱家禎の論文参照。
 ⑮ 河原正博「『省地』『省民』の意味について」（『和田博士古稀記念東洋史論叢』）ではこの計口受田を、中国側が少数民族に土地を均分して与えたことと解しているが従いがたい。
 ⑯ 注⑯所引論文参照。
 ⑰ いうまでもなく、四川は当時鉄銭行使区域であった。
 ⑱ 河原正博注⑱所引論文参照。但し実際には「蛮地」と「省地」の間段階にある地域が多くの問題をかかえていた。例えば『宋会要』蛮夷五の二七及び『長編』卷三〇三の同年条。
 ⑲ 注⑲部分所引の本文の地図参照。

表15 『瀘州府志』による永樂年間の田地・戸口に関する統計（但し計の部分の平均は総平均）

	田地	田	地	戸口	税米	税麦	田地/戸口	田/戸口	田/田地	税米/田地	税麦/地
本州	6,473頃	2,919頃		8,302	47,534石		78畝	.36畝	44%	7.3升/畝	
江安	1,322	481		2,814	9,067		47	16	33	6.9	5.47升/畝
納溪	249	49		532	1,737		47	9	20	8.7	5.9
合江	710	170		1,063	5,311		67	16	24	7.5	
計	8,754	3,569		1,193	12,711		69	29	42	7.3	5.5

⑤ 「唐末の土豪的在地勢力について——四川の章君靖の場合——」（『歴史学研究』二四三）。

⑥ この点と関連して例えば瀘州の場合についてみると、『太平寰宇記』の同州の項には「地無桑麻、每歲畚田、刀耕火種」とあり、戸口は、「管漢戸主二〇四七、獠戸二四一五とあるのに対して『元豊九域志』の瀘州の項には主戸二六四七、客戸三二四一七とあり、一主戸あたりの客戸は二二戸強となる。このことは獠族の「漢化」と大地主勢力の発展による流民の客佃戸化をあらわすものと推測できる。勿論焼畑の墾稲化と水田耕作の導入はこの傾向に拍車をかけたであろう。『永樂大典』二二一七「瀘州府志」の風俗形勝の項には「若元時、地広人稀、四方之民流寓於瀘者、倍於版籍所載。欽惟皇朝、瀘之附籍者、雜四方之民也。」とあるが、このような状態はすでに宋代からみられたものと思う。ついでながら『太平寰宇記』には獠戸の名がみえるが、すでにのべた如く、この地域は主としてロロ族がおり、後に『光緒叙州府志』卷二二夷俗の項に「其名土獠者、即獠遷別種。」とあり、唐宋期まで盛んに史料にあらわれる「獠」の名が元明代より急速に減少し、逆にロロ族の名が唐宋期には（勿論烏蛮としてはみえるが）みあたらないことからすると、獠とロロを同種族の異称と考えうる可能性がある。

⑦ 同書同卷「涪州義軍」の項には「旧無之。嘉祐中、始補賓化鼎夷人

為義軍正都頭副・把截將・小節級。其請給節制、大率如渝涪。」とある。

⑧ 注④所引の表15を参照。

⑨ 又『宋会要』方域一九、隆興二年二月四日条にも「直秘閣王師言、嘉州一带辺寨、祖宗以来、選差土愛把截、号為寨將。其後乃置寨官、専務把截。各於蛮界將取密蠟紅桑、蛮人所不能堪。」と同様の状況を伝えている。

⑩ この点については河原正博「蛮酋の内徙について——宋代南蛮漢化過程の研究（一）——」参照。

（補注）氏が論拠としておられるのは、北宋末李元弼の『作邑自箴』卷六勸諭民庶勝の写状鈔書状式の次の記事である。（句読は筆者の見解によって改めた）

某鄉村耆長、某人耆分、第幾等人戸、姓某、見住処至県衙幾里、（如係客戸即云、係某人客戸）所論人係某鄉村居住、至県衙幾里。

すなわち、これは書状の提出者がその地域の封建的治安維持の任務にあたる耆長耆分の身分にふくまれていることを示すのみであり、この記事から知られることは、せいぜい客戸であってもこのような書状の提出主体となりうるということだけである。

（岡山大学講師）